第 8 号 平成 2 5 年 1 2 月 1 日

つくばみらい 相談事例

遠隔操作でのプロバイダ契約

「インターネットの月額料金が安くなります。遠隔操作で登録ができますので、プロバイダを変更しませんか」と電話勧誘がありましたが、遠隔操作で契約しても大丈夫ですか。

最近、電話勧誘でインターネットの料金が安くなると説明し、消費者のパソコンを<mark>遠隔操作</mark>して、プロバイダ等のサービスを契約するという相談が増えています。

事業者は、消費者に<mark>遠隔操作</mark>用のソフトをダウンロードしてもらい、表示されたIDとパスワードを教えてもらうことで、消費者のパソコンを自由に<mark>遠隔操作</mark>できるようになります。

事業者にパソコンを<mark>遠隔操作</mark>させるということは、「パソコン内の情報を自由に見て、操作して良い」と許可することであり、消費者が画面を見てサービスを選択し、契約内容を確認して契約するという機会を失ってしまうため、不要なサービスまで契約をさせられる危険性があります。

また、電気通信サービスであるプロバイダ契約には、特定商取引法の適用がないため、**クーリング・オフ**はできません。いったん契約をしてしまうと、無条件での解約は難しくなります。

「安くなる」という言葉にすぐ飛びつかないよう注意し、<mark>遠隔操作</mark>での安易な契約はやめましょう。不要な勧誘は、きっぱりと断ることが大切です。